

平成 2 2 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 8 号

函館市理事の設置および給与等に関する条例の廃止について
函館市理事の設置および給与等に関する条例を廃止する条例を次のよ
うに定める。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市理事の設置および給与等に関する条例を廃止する条例
函館市理事の設置および給与等に関する条例（平成 1 9 年函館市条例
第 6 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

理事を廃止するため